平成２２年（フ）第１４０６号
名古屋市天白区野並３丁目302番地　小島借家４号室
債務者　岩本組こと　岩本　豊次
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４５７号
愛知県あま市上萱津西ノ川28番地　西の川ハイツ103号
債務者　山田　弘樹（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５７７号
愛知県小牧市大字岩崎656番地１　ＳＫＩＰＳＫＩＰ21―105号
債務者　加藤　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１３号
愛知県大府市横根町古井戸45番地の５
債務者　林　慎太郎
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４１４号
愛知県大府市横根町古井戸45番地の５
債務者　林　　悦子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９８号
青森市岡造道１丁目18番２号　ほろがけ荘１号
債務者　三浦　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
神奈川県横須賀市公郷町６丁目２番地
債務者　下地　惠二
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１２６号
広島県福山市伊勢丘６丁目10番15号、旧住所広島県福山市箕島町5816番地276
債務者　高橋　武徳
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１２７号
広島県福山市伊勢丘６丁目10番15号、旧住所広島県福山市箕島町5816番地276
債務者　高橋富美子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１６２号
広島県福山市駅家町大字近田360番地１　トータス井上Ｃ―201、旧住所広島県福山市能島３丁目２番３―205号
債務者　近藤　　淳
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１７２号
広島県府中市中須町45番地６、旧住所広島県府中市中須町1639番地
債務者　森下　則子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１７９号
広島県福山市駅家町大字近田318番地１　シャン・ド・フルールⅡＢ101、旧住所広島県福山市駅家町大字近田585番地１　ハートフルヴィラＢ―102、旧々住所広島県福山市瀬戸町地頭分2516―３―７
債務者　岡田　陽平
1　決定年月日時　平成22年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７８号
青森県弘前市大字宮園５丁目12番地31
債務者　熊野　照美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３４号
青森県黒石市大字横町23番地
債務者　盛　　隆一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１３７号
青森県弘前市大字平岡町75番地
債務者　登嶋　信夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４１号
青森県弘前市大字稲田２丁目７番地７　ヴィラ103号
債務者　花田　勇逸
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１４７号
神奈川県横須賀市粟田２丁目11番４号
債務者　鎌田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部